

楡形山を愛する会会則

(目的)

第1条 楡形山とその周辺の山野草を四季を通して観察・観賞し、自然に親しみながら、会員相互の交流と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 四季を通して楡形山とその周辺の山野草や自然について観察・観賞会を行う。
- ② 山野草や自然についての学習会を行う。
- ③ 会員相互の交流や親睦を図る。
- ④ その他、会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員)

第3条 楡形山とその周辺の山野草や自然に興味をもち、この会の仲間作りに賛同するものは誰でも会員となることが出来る。

2. 年会費2年以上の未納者は会員資格を失うものとする。

(会費)

第4条 会費は、一人当たり年額2,000円とする。

2. 家族会員は、一名増すごとに年額500円とする。

(役員)

第5条 会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局長 1名

2. 役員は、総会において会員の中から選任する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その仕事を代理する。
- (3) 会計は、会の会計をつかさどる。
- (4) 事務局長は、会の仕事を統括する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、二年とする。但し再任は妨げない。

(名誉会長・顧問)

第8条 名誉会長及び顧問は、会長が委嘱する。

(会議)

第9条 会の会議は総会及び役員会とし、会長がこれを召集する。

2. 会議の議長は、会長がこれにあたる。
3. 会議の議事は、出席者の過半数により決定する。
4. 総会は、毎年4月に開催する。但し会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。
5. 総会は、次の事項を承認及び議決する。
 - (1) 会則の制定及び改正
 - (2) 役員を選出
 - (3) 事業の報告及び決算
 - (4) 事業の計画及び予算
 - (5) その他重要な事項

(事務局)

第10条 会の庶務を処理するため、事務局をおく。

2. 事務局には、事務局員若干名を置き、会長がこれを委嘱する。

(事業年度)

第11条 会の事業年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

(経理)

第12条 会の運営及び事業は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(その他必要事項)

第13条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、役員会の同意を得て会長が別に定める。

付則

この会則は平成8年9月14日から適用する。

平成21年4月1日一部改正